

議員提出議案第8号

高速道路網等の早期整備及び道路特定財源制度の堅持に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣に意見書を提出する。

平成11年12月21日

提出者 三朝町議会議員 田 栗 公 雄
賛成者 三朝町議会議員 岩 本 君 美
賛成者 三朝町議会議員 西 村 武津美
賛成者 三朝町議会議員 岩 井 澄 雄
賛成者 三朝町議会議員 平 井 晃
賛成者 三朝町議会議員 岡 本 岩 夫
賛成者 三朝町議会議員 牧 田 武 文

平成11年12月21日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

高速道路網等の早期整備及び道路特定財源制度の堅持に関する意見書

国においては、昨年度から始まった新道路整備五箇年計画にもとづいて、安全で活力に満ちた社会・経済・生活の実現に向けた施策を展開されているところである。

その中であって、平成12年度予算においては、物流効率化による経済構造改革・街づくり等への対応及び交通渋滞対策等の生活関連社会資本の整備等には、特別の措置を講ずることとされている。

一方、他地域との交流・連携を促進し、活力ある地域社会の実現と国土の均衡ある発展を図るためには、体系的に整備された道路交通網の形成が不可欠となる。県中部においても、国土の骨格となる日本海国土軸を形成する山陰自動車道をはじめ山陽及び関西との連絡強化のため、国道179号・482号の早期整備が緊急かつ重要課題となっている。

とりわけ、温泉地を有する本町においては、県外からの観光客の移動時間の短縮を図るためには、道路の早期整備は町民の強い願いである。

よって、政府におかれては、新道路整備五箇年計画に基づき円滑に道路整備を推進していくため、今後とも道路整備特別会計及び揮発油税等からなる道路特定財源制度を堅持し、他に転用することなく、山陰自動車道、国道179号・482号等の整備の遅れている道路網の早期整備について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年12月21日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会